

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」等に対する意見・要望

平成 24 年 1 月 10 日
日本証券業協会

| 番号 | 意見・要望 |
|------------------------|--|
| Ⅲ－２－３－１（１）①イ：第１文・第２文共通 | |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> 顧客カード等の双方での共有は、インターネット取引においては、顧客のマイページ（本人認証後のページ）における登録内容の画面表示による方法で良いと解してよいか。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> 「顧客カード等の作成に当たっては、顧客の投資目的・意向を十分確認して作成し、顧客カード等の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有」とあるが、これは、「投資目的・意向」について共有することでよいか。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> 「双方で共有」とは、顧客の申出通りに顧客カードの登録内容を変更した旨を電話、文書などで顧客に通知すれば足りるのか。それとも、変更後の登録内容が記載された書面等を顧客に交付（電子的手段による交付を含む）する必要があるのか。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> 「双方で共有」の方法は、顧客カードの登録内容の書面交付（電子交付を含む）による共有の方法に限られるのか。 |
| Ⅲ－２－３－１（１）①イ：第１文 | |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> 「顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等を適時適切に把握するため、顧客カード等の作成に当たっては、顧客の投資目的・意向を十分確認して作成し、顧客カード等の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有しているか」について、新規口座開設時に顧客カードの登録内容が記載された申込書の写しを交付する方法や当該月の口座開設者に対して翌月一斉に顧客カードの登録内容を書面をもって通知する方法も「双方で共有」に含まれると解してよいか。 |

| Ⅲ－２－３－１（１）①イ：第２文 | |
|------------------|--|
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> 法人については、法人の代表者名（代表者の押印あり）により書面で意思表示を行う際には当該法人内において適切な管理を行うものと考えられる。そこで、法人については、顧客の投資目的・意向が変化したことを把握した際に、法人の代表者名（代表者の押印あり）により、その意思表示を書面にて連絡を受けた場合には、当該連絡をもって共有していると解してよいか。 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 「変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど」に関し、例えば、取引残高報告書等により定期的に顧客の現在の登録内容を書面で通知する方法も含まれると解してよいか。 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> 買い付けのあった顧客に対して、定期的に（例えば、１年１度）、最新の顧客カードの登録内容を顧客に連絡し、顧客から変更の申出があったときは登録内容を変更している場合には、「変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど」を満たしていると理解してよいか。 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> インターネット取引における顧客カードの登録内容変更の際の登録内容の「共有」方法等について、下記①～③の対応で差し支えないと考えてよいか。 ①登録情報について電話オペレータが把握し、問い合わせがあった場合は回答できるようにしておく（折り返し対応を含む）。 ②変更依頼（電話、ネット、書面での連絡）を受けた場合は、登録内容の変更手続きを行う。 ③登録情報は電話にて確認できる旨をウェブサイトで案内するとともに、登録内容に変更があった場合は連絡していただくよう、定期的に顧客のマイページ（本人認証後のページ）にて顧客に要請する。 |
| Ⅲ－２－３－１（１）①ロ | |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> 「元本の安全性を重視している顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか」とある。これについて、インターネット取引においては、各商品のもつ商品特性やリスク特性について丁寧かつ適切な説明（ウェブ上での説明を含む。）が行われ、当該説明について項目ごとに顧客が理解したことの確認（リスク特性については、個別具体的なリスクごとの確認）がなされるのであれば、管理職による承認はなくとも「慎重な販売管理」に当 |

| | |
|--|--|
| | <p>たると考えて良いか。</p> |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・「元本の安全性を重視している顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか。」とあるが、ここでいう「リスクの高い商品を販売する場合」とは「勧誘した上でリスクの高い商品を販売する場合」との理解でよいか。 |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面取引において、顧客からの要請に基づき顧客の投資方針よりリスクが高い商品を販売する場合（非勧誘による買付）、以下の運用が「慎重な販売管理」に該当するか。 <p>○顧客の投資方針よりリスクが高い旨の説明を行い、顧客の理解を得たうえで販売している。その際に、顧客から投資方針の変更の申出があれば、投資方針の変更を行なうこととしている。</p> |
| <p>Ⅲ－２－５－２－１（２）①ロ b Ⅲ－２－５－２－２（２）③イ b</p> | |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融 ADR 制度への対応に関する改正案について、契約締結前交付書面の「交付の際に」、金融 ADR 制度についての説明を行っているかとされているが、「交付の際に」を「交付に関し」に変更していただきたい。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 契約締結前交付書面を郵送により交付する場合、交付の「際に」説明することは極めて困難である。 ② 金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 1 号においても「交付に関し」と規定されており、これと同じ表現にしていただきたい。 |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「契約締結前交付書面の交付の際に、金融 ADR 制度についての説明を行っているか。」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 1 号に規定する契約締結前交付書面に係る説明義務と同等の説明義務を求めていると解してよいか。 |
| 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「契約締結前交付書面の交付の際に、金融 ADR 制度についての説明を行っているか。」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令 |

| | |
|---|---|
| | <p>第 117 条第 1 項第 1 号に規定する契約締結前交付書面に係る説明義務と同等の説明義務を求めていると考えられる。そこで、契約締結前交付書面の記載にならい、「金融 ADR 制度」を「指定紛争解決機関の概要」(Ⅲ-2-5-2-1 (2) ①ロ b) 又は「苦情処理措置及び紛争解決措置の概要」(Ⅲ-2-5-2-2 (2) ③イ b) 等に変更していただきたい。</p> |
| 16 | <p>・年 1 回、全顧客に契約締結前交付書面を一斉送付しているが、「金融 ADR 制度についての説明」の方法として、例えば、契約締結前交付書面の中に ADR の説明を記載する方法や、分かりやすい説明文(リーフレット等)を作成し、契約締結前交付書面に同封して交付する方法が含まれることを確認させていただきたい。</p> <p><理由></p> <p>投資家にとって、金融 ADR 制度の利用を迫られることは頻繁に生ずることではないはずであることから、口頭に比して保存性に優れる書面による説明の方が、必要に応じて説明事項を再確認できるため、より投資家保護に資すると考えられる。</p> |
| <p>IV-3-1-2 (勧誘・説明態勢)</p> <p>IV-3-1-2 (4) ①</p> | |
| 17 | <p>「投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する可能性があることを、顧客に分かり易く説明しているか」により求められている説明は、分配金と元本の関係を示したイメージ図を用いた説明、又は分配金と元本関係を記載した文章を用いた説明が考えられると解してよいか。</p> |
| 18 | <p>「投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する可能性があることを、顧客に分かり易く説明しているか」を受けた金融商品取引業者の対応としては、どのようなものが考えられるか。</p> |
| <p>IV-3-1-2 (4) ②</p> | |
| 19 | <p>・非勧誘の販売時にも確認書を受け入れるなどの対応が求められているのか。</p> |
| 20 | <p>・確認書は電子的手段により受け入れることも可能か。</p> |

| | |
|--------|--|
| | |
| 21 | <ul style="list-style-type: none"> ・「通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客への勧誘・販売時において」とあるが、自社からの購入実績（投資経験）はないが、他社からの購入実績（投資経験）があることを顧客に口頭又はオンライン取引プロセスで確認できれば、確認書の受け入れは不要であるとの理解でよいか。 |
| 22 | <ul style="list-style-type: none"> ・通貨選択型ファンドへの投資経験がない顧客への勧誘・販売時に、顧客から商品特性・リスク特性を理解している旨の確認書を受け入れることとされているが、法令により各種行為規制を免除されている特定投資家について確認書の徴収は不要との理解でよいか。 |
| 全般について | |
| 23 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の改正に金融商品取引業者が対応するためには、業務運営態勢の構築やシステム対応等が必要となる。そこで、今回の改正への金融商品取引業者の対応については、合理的な期間内に行えば良いと解してよいか。 |